

富山大学における連携大学院教育の実施に関する規則

令和元年 1 月 26 日制定

令和 4 年 3 月 22 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人富山大学大学院学則第 27 条に基づき、富山大学（以下「本学」という。）における連携大学院教育の実施に関し必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において「連携大学院教育」とは、高度な研究水準を有する研究機関等（以下「研究機関等」という。）と協定を締結し、当該研究機関等の施設・設備及び人的資源を活用して行う大学院教育をいう。

2 この規則において「連携教員」とは、前項の規定により協定を締結した研究機関等の研究者で、その身分を保有したまま、国立大学法人富山大学パートタイム職員就業規則第 2 条別表に規定する連携教授又は連携准教授として雇用され、本学の研究指導を行うものをいう。

(実施に係る基本方針)

第 3 条 連携大学院教育は、本学における大学院教育の一層の充実が見込まれるとともに、本学の大学院学生（以下「学生」という。）の資質向上及び相互の研究活動における交流促進に寄与できる場合に実施する。

(協定の締結)

第 4 条 本学と研究機関等は、次の各号に掲げる事項について、あらかじめ協定を締結しなければならない。

- (1) 研究機関等の研究者を本学の連携教員に採用する際の手続等に関する事項
- (2) 連携教員の給与等に関する事項
- (3) 連携教員の業務に関する事項
- (4) 連携教員が研究指導を行う学生の修学に関する事項
- (5) 研究機関等において学生が関係する事件又は事故が発生した場合の対応に関する事項
- (6) 学生の研究成果の公表及び当該研究により生じた知的財産の取扱いに関する事項
- (7) 損害賠償及び学生教育研究災害傷害保険に関する事項
- (8) 経費負担に関する事項
- (9) 施設設備の使用に関する事項
- (10) 締結した協定の変更、更新及び解約に関する事項
- (11) その他連携大学院教育を実施する上で必要な事項

2 協定の締結に関する手続きについては別に定める。

(連携教員の業務)

第 5 条 連携教員は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究指導に関すること。
- (2) その他研究科、教育部又は学環（以下「研究科等」という。）が必要と認めた業務

（連携教員の資格及び選考）

第6条 連携教員となることができる者は、学生に係る研究指導について、本学大学院の研究科委員会、教育部教授会又は学環委員会等（以下「研究科委員会等」という。）が行う教員資格審査により、大学院設置基準（昭和49年6月20日文部省令第28号）第9条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者とする。

2 連携教員の選考は、当該大学院の研究科委員会等の議を経て、学長が行う。

（本学教員の職務）

第7条 連携大学院教育を実施する研究科等に連絡教員を置くものとする。

2 連絡教員は、連携教員が所属する研究科等の長が指名する。

3 連絡教員は、連携教員との連絡調整に関する事項を担当する。

4 連絡教員は、連携教員が主指導教員の場合、副指導教員として次の各号に掲げる事項を担当する。

- (1) 学生の研究指導の補助に関すること。
- (2) 学生に対する修学上のガイダンスに関すること。
- (3) 学生生活支援に関すること。

（学内における経費負担）

第8条 連携大学院教育の実施に必要な経費は、特段の定めがある場合を除き、研究指導を受ける学生が所属する研究科等において負担するものとする。

（事務）

第9条 連携大学院教育の実施に関する事務は、当該学生が所属する研究科等を担当する事務部において処理する。

（雑則）

第10条 この規則に定めるもののほか、研究指導、学位審査その他連携大学院教育の実施に関し必要な事項は、当該研究科等において別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年11月26日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日において研究機関等と締結した連携大学院教育に関する協定については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。